

令和7年第6回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年3月27日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年3月27日（木）午前11時00分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

篠原 保男

齋藤 貢司

堀江 崇

岡部 尚徒

横手 麻理

安部 忍

間嶋 健

山口 勝

（書記） 島田 直子 谷口 彩香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 11 号 渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第 12 号 渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例施行規則

議案第 13 号 渋谷区立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の廃止について

議案第 14 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 15 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 16 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 17 号 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

議案第 18 号 教育委員会幹部職員の任命について

議案第 19 号 小中学校教育管理職の人事異動について

議案第 20 号 幼稚園園長及び副園長の任命について

報告

(1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

[資料 1 : 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

(2) 学校事故報告について

[資料 2 : 令和 6 年度学校から報告のあった事故一覧 12 月～3 月]

(3) 令和 6 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

[資料 3 : 令和 6 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について]

議事運営等

- 令和7年第6回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に加藤委員を指名

■ 教育長報告要旨

- まず、3月12日にシブヤ未来科探究フェスが行われた。保護者をはじめとした約1,800人に御参加いただき、子供たちがこれまでの探究の成果を披露した。次に、区立幼稚園・小学校・中学校の卒業・卒園式についてである。3月18日には幼稚園卒園式、19日には中学校卒業式、25日には小学校卒業式が行われ、中学校卒業式には教育委員に御参列いただいた。次に、3月12日にけやき教室お別れの会が開催され、小学校6年生と中学校3年生の子供たちを送り出した。最後に、学校の建て替え関連で、3月15日に猿樂小学校・鉢山中学校PTAと区長の意見交換会が行われた。様々な御意見を区長を含めた関係者で伺った。今後の協議につなげていきたい。

◆ 議案第11号

渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

一◇ 説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

- 議案第11号「渋谷区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、職の新設等に伴い、規定の整備を図る必要があるため、規則の一部を改正するものである。新旧対照表を参照されたい。右側が改正前、左側が改正後である。第1条において規則別表を改正し、新たな職として「教育参与」を追加している。「教育参与」は、地方自治法に基づく特別職の非常勤職員であり、令和7年9月に開設予定の青山キャンパスにおいて、専門的知見を活かし、各校の統括的立場から各校長と連携し、探究的な学び及び先進的な学びの推進に関する業務を担う職である。次に第2条についてであるが、刑法の改正に伴い、第4条第1項第1号「禁こ」を「拘禁刑」に改正するものである。本規則は令和7年4月1日から施行するものとし、第2条については刑法の改正に合わせ、令和7年6月1日から施行するものである。

一◇ 質疑応答 -----

(教育長)

- 正式な職名は「教育参与」となるが、通称「青山キャンパス長」として活動いただき、平岩委員には4月1日付けで御就任いただく予定である。

一◇ 議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第 12 号

渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例施行規則

◆議案第 13 号

渋谷区立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の廃止について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○議案第 12 号「渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例施行規則」及び議案第 13 号「渋谷区立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の廃止について」について、一括して説明する。まず、議案第 12 号について、令和 7 年第 1 回区議会定例会において「渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例」が上程され、議決を経て制定されたことに伴い、当該条例の施行に必要な事項を定めるため、施行規則を制定するものである。規則の主な内容は以下のとおりである。第 1 条では、条例第 15 条の規定に基づき、本規則の趣旨を定めている。第 2 条では、条例において使用される用語の定義を準用しており、規則における「職員」には、学校に勤務する教員、事務職員、区用の用務職員等、全ての職員が含まれる。第 3 条では、学校長の責務として、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処することを規定している。第 4 条では、各校に 1 人のハラスメント防止担当者を設置することを定めている。第 5 条では、教育委員会事務局において、男女各 2 人の相談員を指定すること、及び申出があった場合の対応について規定している。第 6 条では、苦情相談があった場合に、教育委員会事務局次長を委員長とするハラスメント防止対策委員会を設置し、事実確認調査、認定、対応措置等を審議するための必要な事項を定めている。当該委員会は、委員長を含め、別表に記載された 6 人の委員と合わせて、計 7 人で構成される。本規則の施行日は令和 7 年 4 月 1 日とする。次に、議案第 13 号「渋谷区立学校におけるハラスメントの防止等に関する規程の廃止について」であるが、前述の条例及び施行規則の制定により、従来の規程において定められていたハラスメント防止等に関する事項が、条例及び規則により包括的に定められたことから、当該規程を廃止するものである。

—◇質疑応答 —————

○なし。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第 14 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第 14 号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、職員の仕事と育児の両立・調和を一層推進することを目的とし、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業の補完措置として、「子育て部分休暇」を新設するものである。また、育児・介護休業法の改正に伴い、子の看護休暇の対象範囲及び取得事由の拡大を図るため、関係規定の整備を行うものである。新旧対照表を参照されたい。まず、第 5 条の 2 についてである。1 日の勤務時間が 6 時間を超え 8 時間以下の場合において、職員の健康及び福祉を考慮し、必要があると認められるときは、休憩時間を 45 分とすることができる。従来は「小学校就学の始期に達するまで」の子を養育する職員が対象であったが、これを「満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間」の子を養育する職員に拡大する。次に、第 22 条において、育児時間は「生後 1 年 3 月」に達しない子を育てる職員が対象であったが、これを「生後 1 年 6 月」に達しない子に改正するものである。次に、第 29 条の 2 についてである。子の看護休暇の取得事由拡大に伴い、「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」と表記する。また、これまでは疾病にかかった子の世話や疾病予防のための世話に限られていたが、改正により感染症に伴う学級閉鎖、入学（入園）式や卒業（卒園）式への参加も取得事由に含まれるようになる。さらに、看護休暇の対象となる子の年齢について、原則は 9 歳に達するまでの子が対象であるが、身体障害者手帳・精神障害者手帳の交付を受けている場合や指定難病を有している場合には、12 歳に達するまでの子も対象となるよう改正するものである。最後に、第 30 条の 3 についてである。第 1 項において、子育て部分休暇は正規の勤務時間の始め又は終わりに、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で、30 分単位で承認する旨を定める。第 2 項においては、部分休業、育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を差し引いた時間を上限として、1 日につき 2 時間まで承認する旨を定める。教育委員会は、子育て部分休暇の承認にあたり養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる旨及び申請は利用する日の前日までにシステムにより行う旨を定める。また、子育て部分休暇の新設に伴い、別記第 12 号様式から別記第 12 号様式の 3 までを新設するものである。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○第30条の3における「システム」とは何を指すか。

(教育指導課長)

○電子計算組織を利用して職員の勤務管理等の事務を処理する「渋谷区職員システム」のことであり、第4条で「システム」と略称を規定している。

(松本委員)

○対象の範囲の拡大はすばらしい。雇用情勢が厳しい中で、休暇を取得した場合の代替職員の措置などは充実しているのか。

(教育指導課長)

○現時点では、休暇取得時に代替職員の配置はなく、管理職がその業務を担っている状況である。一方で、スクールサポートスタッフが管理職の業務の一部を担っており、業務負担の軽減に寄与している。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第15号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第15号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、子育て部分休暇の導入区から未導入区に人事交流した職員が取得していた本休暇に係る欠勤等日数について、第7条の規定により、本休暇を取得した時間を「部分休業により勤務しない時間に相当する時間」とみなして算定するよう関係規定の改正を行うため、規則の一部を改正するものである。新旧対照表を参照されたい。まず、第5条第1項についてである。(10)の修学部分休業、(11)の高齢者部分休業について、略称規定を設け、文言の整理を行うものである。次に、第5条第5項についても、文言の整理を行うものである。

—◇質疑応答 —————

○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第 16 号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第 16 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本改正は、支給割合の均等化を図る、関係規定の改正を行うものである。併せて、子育て部分休暇の導入区から未導入区に人事交流した職員が取得していた本休暇に係る欠勤等日数については、第 7 条の規定により、本休暇を取得した時間を、「部分休業により勤務しない時間に相当する時間」とみなして算定する、関係規定の改正を行うものである。新旧対照表を参照されたい。まず、第 4 条第 1 項（支給割合）についてである。「幼稚園教育職員の給与に関する条例」については、昨年度、支給割合の改正を行い、令和 6 年 12 月 1 日施行とした。今回、令和 7 年 4 月 1 日施行として、2 段階目の支給割合の改正をし、支給割合の均等化を図るものである。次に、第 5 条第 1 項についてである。(10) の修学部分休業、(11) の高齢者部分休業について、略称規定を設け、文言の整理を行うものである。また、第 5 条第 5 項についても、文言の整理を行うものである。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆議案第 17 号

学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第 17 号「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正について」説明する。本改正は、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の改正において、子育て部分休暇の新設及び子の看護休暇の取得事由拡大に伴い、休暇名を改正することにより、出勤記録及び出勤簿における表示について改正

するものである。新旧対照表を参照されたい。まず、別表（第5条関係）の事由31についてである。「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第17条の改正により、「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」と規定したため、出勤記録又は出勤簿の表示においても、同様の取扱いとする旨を定めるものである。次に、事由36についてである。「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第18条の3において、「子育て部分休暇」を新設したため、休暇取得時の出勤記録又は出勤簿の表示を定めるものである。なお、当該新設に伴い、後続する事由の項番を改めるものである。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○原案どおり可決。

◆議案第18号
教育委員会幹部職員の任命について

—◇説明要旨 —————
非公開

◆議案第19号
小中学校教育管理職の人事異動について

—◇説明要旨 —————
非公開

◆議案第20号
幼稚園園長及び副園長の任命について

—◇説明要旨 —————
非公開

◆報告1
旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————

（※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明）

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について2件報告する。まず、1件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業

の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約20メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項に規定されている「敷地の周囲おおむね100メートルの区域内」に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。次に、「2 検討」であるが、3つの観点から検討した結果を記載している。まず、(1)建築物の立地上の観点であるが、当該建築物の周辺には、3階以上の建物が建築されていることから、建物より学校生活をふかnder可能性は低い。次に、(2)通学路上の観点であるが、周囲は通学路に指定されている。そのため、事業者に対しては、児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員に周知を徹底することなどを確認している。次に、(3)事業者への確認であるが、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面にて、当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策について、開設後も必要に応じて教育委員会、中幡小学校と協議する場を設けることについて確認している。これらを踏まえて、「3 今後の対応」であるが、申請者が教育の理念をきちんと認識し、児童の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、児童の安全確保において、必要に応じて、教育委員会、中幡小学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答したいと考えている。次に、2件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が鉢山中学校から約68メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。「2 検討」及び「3 今後の対応」であるが、1件目の内容と同様のため、説明は割愛する。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告2

学校事故報告について

--◇説明要旨 -----
(※別紙資料2に基づき教育指導課長が説明)

○12月から2月までに発生した学校事故について報告する。総件数は28件

であり、校種別では、幼稚園が1件、小学校が19件、中学校が8件となっている。事故の種類別では、交通事故が3件、事故等が25件となっている。そのうち、骨折が8件、歯の欠損が2件である。事故の未然防止に向けて、2月に実施した生活指導担当者研修において、事故の発生状況を児童・生徒の目線で捉え、学校内のどの場所で事故が発生しやすいかについて協議を行った。教員からは、「児童・生徒が自らの安全を確保するためにできることを児童・生徒自身が考える機会を設定する」「安全点検を定期的かつ確実に実施する」「遊び方のルールを子供たちとともに見直す」などの意見が出された。また、生活指導担当者研修会には代々木警察署の職員を招き、教員向けに交通安全指導のポイントや保護者への啓発の重要性について指導を受けた。今後も、警察や家庭と連携しながら、子どもたち自身が危険を予測し、事故から身を守る力を身に付けられるよう、支援及び指導の充実を図っていく。

—◇質疑応答 —————

(田丸委員)

○脳震盪については、症状が瞬時に出現するとは限らない。頭部のけがのケア方法及び情報共有のやり方について教えてほしい。また、交通事故について、ヒヤリハット事例の周知を行っているか。

(教育指導課長)

○頭部を打った場合、その時に特段変化が見られなかった場合においても、経過観察が必要であり、受診を促すよう教員に指導している。また、担任以外の教員に対しても、けがに関する情報共有を行っている。次に、ヒヤリハット事例については、主に通学路に関する事で情報を共有しており、特に新年度はどの学校も実施している。春の交通安全運動時にも指導や声かけを実施している。

(田丸委員)

○道の混雑状況などについては、データの活用も考えられる。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告3

令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料3に基づき教育指導課長が説明)

○令和6年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について報告する。児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的とするものである。調査対象者は、小学校・中学校の全児童・生徒であり、小学生7,401名、中学生1,784名である。調査項目について、実技に関する調査内容は、「握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（小学生）持久走（中学生）、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ（小学校）ハンドボール投げ（中学校）」の8種目である。質問紙調査は、運動習慣や生活習慣等に関する内容である。調査実施時期は、令和6年6月である。調査結果の報告については、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、調査結果が公表されている小学校5年生と中学校2年生を抽出して報告するものである。次に、小学校5年生の男子・女子の実技集計結果である。8種目について全国・都・渋谷区の平均値とその比較を掲載しており、渋谷区の平均値が全国・都を上回る種目は青枠で、下回る種目は赤枠で示している。小学生については、男女ともに長座体前屈と50m走の2種目で全国平均を上回り、20mシャトルランとソフトボール投げの2種目で全国・都平均を下回っている。その他の種目は全国・都と同程度である。この結果から、渋谷区の小学生は柔軟性と俊敏性は良好である一方、持久力と投力に課題があることが分かる。3ページは中学校2年生の男子・女子の実技集計結果である。男子は反復横跳びと立ち幅跳びで全国・都平均を下回っており、女子は持久走で都平均を上回り、ハンドボール投げで全国平均を下回っている。これにより、中学校男子は俊敏性に、女子は投力に課題があることが明らかとなった。次に、体力合計点の結果である。1種目10点満点、8種目計80点満点で算出されており、渋谷区の平均値は、小学5年男子52.49、女子53.72、中学2年男子40.89、女子46.88であり、いずれも全国・都と同程度である。次に、平成30年度から令和6年度までの体力合計点の経年変化を示したグラフである。小学校5年女子は低下傾向、中学校2年男子は横ばい傾向である一方、小学校5年男子と中学校2年女子は令和6年度に上昇傾向が見られた。次に、児童生徒質問紙調査の結果である。「学校の運動部」所属率は中学校男子で全国平均を下回り、女子は全国・都平均を上回っている。「地域のクラブ活動・スポーツクラブ」所属率は男女ともに全国・都平均を上回っている。中学校女子の体力合計点の上昇は、これらの活動への参加率の高さに関連していると考えられる。体育の授業以外の1週間の総運動時間では、小学

校5年女子を除き、全国・都平均を下回る結果であった。「運動やスポーツをすることは好きか」の設問では、小中学校男子は全国・都と同程度、女子は全国・都を上回る肯定的回答が得られた。中学校女子の体力合計点の高さと相関があると考えられる。「体育・保健体育の授業は楽しいか」の設問では、小中学校男女ともに全国・都と同程度の肯定的回答が得られた。「ICTを使って『できたり、分かったり』することがあるか」の設問では、小学校男女と中学校男子は全国・都を上回る肯定的回答であったが、中学校女子は下回っており、体力合計点との相関は認められなかった。「友達と助け合ったり、教え合ったりして学習することで『できたり、分かったり』することがあるか」の設問と体力合計点のクロス集計では、「いつもある」「だいたいある」と回答した児童生徒ほど体力合計点が高い傾向が見られた。最後に、本調査から明らかになった主な点は以下のとおりである。渋谷区の体力合計点は全国・都と同程度であること、小中学校女子の1週間の総運動時間が都を上回っていること、中学校女子の運動部・地域クラブ加入率が全国・都より高いこと、体育・保健体育の授業での協働的な学習が体力合計点の向上に寄与していることである。以上の結果を踏まえ、今後の取組としては、体育・保健体育の授業において、友達と助け合い、教え合う協働的な学習や、タブレットを活用して「できた、分かった」を実感できる学習、自ら課題を見つけ挑戦する楽しい授業の推進に向けて、学校への指導・助言を行っていく。また、体育・保健体育の授業以外でも体を動かす機会を充実させるため、渋谷ユナイテッドとの連携も推進していく所存である。

――◇質疑応答――

(田丸委員)

○今回の報告におけるデータの分析は、渋谷区教育委員会が行ったのか。

(教育指導課長)

○東京都から提供された分析データと、渋谷区教育委員会事務局教育指導課による分析の両方が含まれている。

(田丸委員)

○データ分析においては、必ずしも一義的な結論が導き出せるとは言い切れない部分もある。活用の精度を高めるためには、平均値のみならず、個別のデータをさらに深く分析することにより、改善のポイントがより具体的に明らかになると考えられる。「友達と助け合ったり、教え合ったりして学習することで『できたり、分かったり』することがあるか」の設問と体力合計点のクロス集計では、「いつもある」「だいたいある」と回答した児童生徒ほど体力

合計点が高い傾向が見られたことは興味深い。探究学習と運動との関係性など、複数の要素を掛け合わせて教育全体を分析できると良いが、こうした分析を行う上で、データ活用の自由度は高いのか。また、データ上、個人は紐づいているのか。

(教育指導課長)

○本データは、教育委員会で活用可能であり、個人に紐づいている。

(平岩委員)

○タブレット利用のこともあり、子供たちの近視の状況はどうなっているか。

(学務課長)

○健康診断で計測しているため、比較分析を行うことはできる。

(平岩委員)

○比較分析した結果を知りたい。また、使用時間に合わせて休息時間を設けるなどのルールを設けると良い。

(教育指導課長)

○姿勢や休息時間など、タブレットの利用方法については、ポスターやリーフレットで周知している。

(教育委員会事務局次長)

○学校におけるタブレットの使用時間は、概ね1時間程度である。一方で、自宅においてはテレビやスマートフォンの使用時間が存在するため、視力の低下とタブレット使用との間に明確な因果関係があるとは言い切れない。ただし、子供たちの視力の低下は全国的に見られており、渋谷区においても例外ではない。

(加藤委員)

○身長や体重は増加傾向にあるにもかかわらず、体力が低下しているなど、大変興味深いデータである。今回報告をして終わりとせずに、公衆衛生の専門職等と連携し、全国及び東京都のデータと比較しながら今回のデータを活用できれば良い。

(教育委員会事務局次長)

○データの活用方法については課題意識を持っている。蓄積された渋谷区のデ

ータについては分析を行っているが、国や東京都から提供されるデータの内容が統一されておらず、整理した上で分析を行うには時間を要する現状がある。なお、個人情報ではなく統計情報であれば、外部への提供は可能である。

(田丸委員)

○体力測定と健康診断の紐づけは重要である。現在、健康診断において座高の測定は実施されていないと思われるが、体育の指導に活用するために、追加することは可能か。

(学務課長)

○座高測定を追加する理由を説明した上で、学校側と調整を行うことは可能である。

(大日方委員)

○実技集計において、渋谷区では例年平均を下回る種目はあるか。

(教育指導課長)

○例年平均を下回る結果となっているのは、ソフトボール投げ及びハンドボール投げである。校庭の広さや子供の人数の関係により、ボールを投げる機会が少ないことが要因として考えられる。

(大日方委員)

○放課後の施設開放の際など、安全面に配慮した上で、ボールを投げる機会の増加を図るのはどうか。

(教育長)

○事務局としても課題感を持っているが、現時点では場所の確保に関する問題が解決できていない状況である。

---◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎